

# 大同大学受託事業取扱規程

(2024年11月13日制定)

(趣旨)

**第1条** 大同大学(以下「本学」という。)における外部機関からの受託事業の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 「受託事業」とは、本学の教育職員が外部機関から事業経費を本学に受け入れて、特定の課題について外部機関からの委託を受けて行う事業であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 技術的、学術的な専門知識に基づいて行う技術指導、学術指導及びコンサルティング（相談、アドバイス等簡易なものは除く。）
  - イ 社会貢献・地域貢献の観点から行う講座、セミナー、実習等の催事であって、本学が主催又は外部機関との共同開催となる場合等、本学の分担が大きいもの（単に外部機関が主催する催事への講師派遣等の簡易なものは除く。）
  - ウ 本学の設備等を使用して行う受託試験、受託調査
  - エ その他、大同大学受託研究取扱規程に定める受託研究を適用しない事業
- (2) 「外部機関」とは、企業、国、地方自治体及びそれらが設置した外郭団体、並びに公益法人、研究機関等の外部の機関をいう。
- (3) 「公的機関」とは、外部機関のうち、国、地方自治体及びそれらが設置した外郭団体、並びに公益法人、研究機関等の公的な機関をいう。
- (4) 「事業担当者」とは、本学において、受託事業に従事する者をいう。ただし、教育職員に限るものとする。
- (5) 「事業代表者」とは、事業担当者のうち、受託事業の遂行に関して責任をもつ者をいう。
- (6) 「事業協力者」とは、受託事業に協力する者をいう。
- (7) 「知的財産権」及び「発明等」とは、学校法人大同学園職務発明規程第2条に定める権利及び発明等をいう。

(受入れの原則)

**第3条** 受託事業は、本学の産学連携、社会貢献・地域貢献上有意義であり、本来の教育研究及び運営に支障を生じるおそれがないと認められるもので、かつ本学の定める産学交流倫理基準に反しないものであることを要する。

(事業体制)

**第4条** 受託事業には、事業代表者をおく。

2 必要に応じ、事業代表者以外の事業担当者及び事業協力者をおくことができる。

(申込み)

**第5条** 事業の委託を申し込む外部機関は、所定の委託事業申込書を学長に提出するものとする。

2 事業の委託を申し込むことができる者は、原則として、国、地方自治体及び法人格を有してい

る外部機関とする。ただし、学長が認めた場合には、この限りではない。

(受入れの決定及び通知)

**第6条** 受託事業の受け入れは、大同大学研究・社会連携推進委員会の審議を経て、学長が決定する。

2 前項により学長の決定があつたとき、その結果を申込者に通知する。

(契約の締結)

**第7条** 受託事業の受け入れが決定したとき、学長は外部機関との間に契約を締結するものとする。ただし、外部機関及び学長が契約締結の必要がないと認めた場合には、この限りではない。

2 前項の契約書には、原則として次の事項を記載するものとする。

- (1) 事業題目に関すること
- (2) 事業概要に関すること
- (3) 事業期間に関すること
- (4) 事業代表者、事業担当者及び事業協力者に関すること
- (5) 事業経費に関すること
- (7) 事業の中止又は期間の延長に関すること
- (8) 知的財産権に関すること
- (9) 事業成果の公表に関すること
- (10) その他受託事業に関し必要な事項

(変更等)

**第8条** 受託事業を途中で変更又は中止する場合は、あらかじめ外部機関と協議するものとする。

(事業経費)

**第9条** 受託事業を遂行するにあたり、本学で必要となる事業経費は、直接経費、間接経費、及び産学連携活動経費を積算する。

2 直接経費は、消耗品、用品費、機器備品費、旅費、人件費・謝金、指導費、その他を含めて算定する。

3 間接経費は、直接経費の10%に相当する額とする。

4 産学連携活動経費は、直接経費の5%に相当する額とする。

5 本学で必要となる事業経費は、外部機関が負担するものとする。

(経理)

**第10条** 事業経費は、学校法人大同学園（以下「本学園」という。）に収納するものとし、直接経費を事業代表者及び事業担当者に受託事業費として配分するものとする。

2 受託事業費の支出は、契約期間に行うものとする。ただし、外部機関及び学長の許可を得た場合には、契約期間終了後2年間に限り支出を延長できるものとする。

3 間接経費は、管理費等として大学の運営経費に充てるものとする。

4 産学連携活動経費は、社会連携を管掌する事務部門へ配分するものとし、研究・社会連携推進センターの広報並びに研究・社会連携ラボラトリーの活動状況、研究成果及び活動成果等の公表に要する経費に充てるものとする。

(特許等の出願)

**第11条** 受託事業の成果として発明等が生じた場合には、本学及び外部機関は、相手方へ通知

し、帰属の決定、出願等の手続きが円滑に行えるように努めるものとする。

2 本学及び外部機関が共同して特許等の出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結することとする。

(設備等の帰属)

**第 12 条** 本学において、事業経費により取得した設備等は、本学園に帰属するものとする。

(完了報告)

**第 13 条** 事業代表者は、受託事業が完了したとき、成果等を、所定の様式により外部機関及び学長に提出するものとする。

(公的機関からの受託事業の場合)

**第 14 条** 外部機関が公的機関であって、公的機関の特段の事情があり、かつ学長が認めた場合に限り、各条の定めによらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 第 5 条第 1 項に定める申込みは、公的機関が定める書式の申込書又は外部機関との間で締結する契約書をもってこれに代えることができる。

(2) 第 9 条第 3 項及び第 4 項に定める間接経費及び産学連携活動経費の比率は、各項に定める比率以外の比率とすることができる。

(3) 第 9 条第 5 項に定める本学で必要となる事業経費は、その一部を本学の負担とすることができる。

(4) 第 12 条に定める設備等の帰属は、公的機関の帰属とすることができる。

(改廃)

**第 15 条** この規程の改廃は、研究・社会連携推進委員会の審議を経るものとする。

(事務局)

**第 16 条** 受託事業の受け入れに関する事務は、研究・社会連携推進室が行う。

(雑則)

**第 17 条** この規程に定めるもののほか、受託事業に必要な事項は、別に定める。

**附 則**

**第 1 条** この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。